

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市四本木二丁目一一番八地先 から同市大字新堀字東原三三七番 二地先まで</p>		区 間
一五・二〇〇三・五五・五四	一五・二〇〇三・五五・五四	敷地の幅員 (メートル)
四九二・九八		延 長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号および平成二 十五年八月二十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第九号の道路予 定区域の一部変更である。 社会資本整備総合交付金(改築)工 事</p>		備 考